

毎週火、金曜に発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百五十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第二号の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十七年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 泊丸本梨複合肥料等の肥料登録の失効
・牛の肝てつ検査及び駆除の実施
・みつ峰のふそ病検査の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)			生産業者の住所氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県 第二三二号	泊丸本梨複合肥料	七・〇	七・〇	七・〇	東伯郡泊村大字園五九一 泊農業協同組合 組合長理事 長久 翁
第二七六号	矢送水稻複合肥料	八・四	七・五	一・五	関金町関金宿二六三 矢送農業協同組合 組合長理事 山本 武雄
第三〇二号	新青年複合	八・五	六・一	八・二	気高郡鹿野町寺内一三七ノ二 勝谷農業協同組合 組合長理事 泰 源 吉
第三〇五号	消石灰	アルカリ分	六〇		米子市角盤町三丁目一 第一化学工業株式会社 取締役社長 加藤 保吉

鳥取県告示第二百五十八号

家畜の伝染病の発生の予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内、分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 肝てつ検査—皮内注射反応法、虫卵検査法 肝てつ駆除—ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施日 実施区域 実施場所

五月十七日 気高郡気高町穂穂地区 気高郡気高町 土居、下坂本

十八日 浜村地区 姫路、浜村

鳥取県告示第二百五十九号

家畜の伝染病の発生の予防するため、次の要領によつてふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、みづばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ふそ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 みづばち
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 肉眼的検査—成蜂群の性状、産卵期の性状、蜂児

別表

別表

細菌学的検査—直接塗抹による芽胞の検出

の性状

実施期日

実施区域

実施場所

昭和三十七年五月一四日	東伯郡関金町関金宿	進木 博
一五日	三朝町片柴	金山くにえ
一六日	北条町国坂	山崎 光男
	倉吉市尾田	山田 勲
	天神野	伊藤 忠明
	大宮	谷口 幸人
	生竹	佐々木 功
	中田	藤原 菊雄
	北野	衣笠 由美
一七日	東伯郡関金町泰久寺	桑名 武義
	福原	西田 公
		小椋 巖

一八日	三朝町本泉	村本 薫
	関金町明高	西本 義雄
	倉吉市藤井谷	小倉 岩治
	野添	中橋 久雄
一九日	東伯郡東伯町野井原	山本 一郎
	八反田	米田 総則
	榎下	谷岡 貞範
	赤碓町竹内	牧野 覚泉
	坂上	中島 勝美
二一日	北条町松神	花本かおる
	倉吉市堺町	山本 弁蔵
	横田	野島 義雄
	般若	高間 佐吉
二二日	別所	松井 秋光
	中河原	中垣覚次郎
	伊木	河島 兵造
	粟尾	山本 周章
二三日	東伯郡大栄町西園	西東 高治

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県印刷所
（定） 一部月極二五〇円（郵送料共）

二四日	東伯町別宮 浦安	山田勘次郎 杉山長四郎
二五日	東伯町鋤 八橋	藤吉 健吉 久米 勇
二六日	東伯町鋤 倉吉市福富 赤碓町八幡	岸本 暉夫 山根 長寿
	岡	福田 信蔵
	上福田	米田 完治
	横田	永田 為芳
	大立	石井 時夫
	福吉町	朝倉 繁春
	堺町	杉本 守正
		野島 一昭
		太田 良
		米枏 稔
		権藤 才二

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年五月十一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一日時 昭和三十七年五月十一日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市西町 鳥取県教育委員会会議室

三 議題

- (1) 市町村教育長の承認について
- (2) 公立学校共済組合鳥取支部運営審議会委員の任免について
- (3) その他